

○ 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成21年大蔵省令第28号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよりに改める。

改 正 後	改 正 前
第二号様式 【表紙】 【提出書類】 公開買付届出書 【提出先】 関東財務局長 【提出日】 年 月 日 【届出者の氏名又は名称】 (1) _____ 【届出者の住所又は所在地】 _____ 【最寄りの連絡場所】 _____ 【電話番号】 _____ 【事務連絡者氏名】 _____ 【代理人の氏名又は名称】 (2) _____ 【代理人の住所又は所在地】 _____ 【最寄りの連絡場所】 _____ 【電話番号】 _____ 【事務連絡者氏名】 _____ 【縦覧に供する場所】 (3) 名称 _____ (所在地) _____ 第1 [略] 第2 【公開買付者の状況】 (14) 1 【会社の場合】 [(1)・(2) 略] (3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】 (17) ① 【公開買付者が提出した書類】 (18) イ [略] ロ 【半期報告書】 事業年度 第 期中(自 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日 財務(支)局長に提出 ハ [略] ② [略] [2・3 略] [第3・第4 略] 第5 【対象者の状況】 (27) [1～3 略] 4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】 (31) (1) 【対象者が提出した書類】 (32) ① [略]	第二号様式 【表紙】 【提出書類】 公開買付届出書 【提出先】 関東財務局長 【提出日】 年 月 日 【届出者の氏名又は名称】 (1) _____ 【届出者の住所又は所在地】 _____ 【最寄りの連絡場所】 _____ 【電話番号】 _____ 【事務連絡者氏名】 _____ 【代理人の氏名又は名称】 (2) _____ 【代理人の住所又は所在地】 _____ 【最寄りの連絡場所】 _____ 【電話番号】 _____ 【事務連絡者氏名】 _____ 【縦覧に供する場所】 (3) 名称 _____ (所在地) _____ 第1 [同左] 第2 [同左] 1 [同左] [(1)・(2) 同左] (3) [同左] ① [同左] イ [同左] ロ 【四半期報告書又は半期報告書】 事業年度 第 期第 四半期(第 期中) (自 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日 財務(支)局長に提出 ハ [同左] ② [同左] [2・3 同左] [第3・第4 同左] 第5 [同左] [1～3 同左] 4 [同左] (1) [同左] ① [同左]

②【半期報告書】

事業年度 第 期中 (自 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日
財務(支)局長に提出

〔③・④ 略〕

(2) 〔略〕

〔5・6 略〕

(記載上の注意)

〔1)～(6) 略〕

(7) 買付け等を行った後における株券等所有割合

a 〔略〕

b 「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の総株主等の議決権の数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直前に提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書(法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下同じ。)

に)記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。
また、株券等が特定投資家向け有価証券(法第4条第3項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。⑺において同じ。)である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

〔a)・(b) 略〕

〔c・d 略〕

〔8)～(15) 略〕

(16) 経理の状況

a 次(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、当該a)又はb)に定めるものを記載すること。

(a) 〔略〕

(b) (a)に掲げる場合以外の場合

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)の規定により作成した財務諸表(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に限る。以下同じ。)を記載すること。ただし、同規則第2条の規定により他の法令、準則等の定めるところにより財務諸表を作成している場合には、当該財務諸表を記載し、その旨注記すること。

なお、公開買付者が外国法人等である場合で、上記規則により作成することが困難であるときには、その国の法令の規定又は慣習により作成した財務諸表を記載することができる。この場合において、特殊な会計処理をしているもの又は特異な科目表示をしているものがあれば、それについて分かりやすく説明すること。

b a)又はb)に定める財務諸表は、最近事業年度のものに記載すること。ただし、最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日以降届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合には、最近事業年度の財務諸表とともに当該半期報告書に記載した中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書(a) (b)に掲げる場合にあつては、中間貸借対照表及び中間損益計算書)を記載すること。

②【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 期第 四半期(第 期中) (自 年 月 日 至 年 月 日)
年 月 日 財務(支)局長に提出

〔③・④ 同左〕

(2) 〔同左〕

〔5・6 同左〕

(記載上の注意)

〔1)～(6) 同左〕

(7) 〔同左〕

a 〔同左〕

b 「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の総株主等の議決権の数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直前に提出された有価証券届出書、有価証券報告書、四半期報告書(法第24条の4の7第1項に規定する四半期報告書をいう。以下同じ。)又は半期報告書(法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下同じ。)に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

また、株券等が特定投資家向け有価証券(法第4条第3項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。⑺において同じ。)である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

〔a)・(b) 同左〕

〔c・d 同左〕

〔8)～(15) 同左〕

(16) 〔同左〕

a 次に掲げる場合に応じ、次に掲げるものを記載すること。

(a) 〔同左〕

(b) (a)以外の場合

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)の規定により作成した財務諸表(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に限る。以下同じ。)を記載すること。ただし、同規則第2条の規定により他の法令、準則等の定めるところにより財務諸表を作成している場合には、当該財務諸表を記載し、その旨注記すること。

なお、公開買付者が外国法人等である場合で、上記規則により作成することが困難であるときには、その国の法令の規定又は慣習により作成した財務諸表を記載することができる。この場合において、特殊な会計処理をしているもの又は特異な科目表示をしているものがあれば、それについて分かりやすく説明すること。

b これらの財務諸表は、最近事業年度のもの掲げること。最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日以降届出書提出日までの間に四半期報告書を提出している場合には、最近事業年度の財務諸表とともに届出書提出日の直前に提出した四半期報告書に記載した四半期連結貸借対照表(a) (b)の場合にあつては、四半期貸借対照表)及び四半期連結損益計算書(当該四半期の属する事業年度の期首から当該四半期の末日までの期間に係るもの) (a) (b)の場合にあつては、四半期損益計算書(当該四半期の属する事業年度の期首から当該四半期の末日までの期間に係るもの))を掲げること。また、公開買付者が四半期報告書を提出していない場合であつて、最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日以降届出書提出日までの間に半期報告書を提出しているときは、最近事業年度の財務諸表とともに当該半期報告書に記載した中間連結貸借対照表(a) (b)にあつては、中間貸借対照表)及び中間連結損益

- c [略]
- (17) [略]
- (18) 公開買付者が提出した書類
- a 届出書の提出日において既に提出されている公開買付者の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

b 公開買付期間中に、有価証券報告書又は半期報告書が提出される予定である場合には、その旨（当該有価証券報告書又は半期報告書の提出予定時期が記載できる場合には当該提出予定時期を含む。）記載すること。

c [略]

[(19)～(20) 略]

- (30) 株主の状況
- a 届出日までに半期報告書又は臨時報告書（法第24条の5第4項に規定する臨時報告書をいう。）が提出され、これらの報告書に主要株主（法第163条第1項に規定する主要株主をいう。）及び役員の異動の記載がある場合には、それを「(2) 大株主及び役員の所有株式の数」に注記すること。

[b～d 略]

- (31) [略]
- (32) 対象者が提出した書類
- 次に掲げるものを除き、(18)に準じて記載すること。

a 届出書の提出日において既に提出されている対象者の最近2事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書及び臨時報告書（法第24条の5第4項に規定する臨時報告書をいい、当該有価証券報告書又は半期報告書のうち直前に提出されたものの提出日以降届出日までの間に企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号又は第9号を提出理由として提出されたものに限る。）並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

b 「(2) 半期報告書」については、半期報告書に主要株主（法第163条第1項に規定する主要株主をいう。）及び役員の異動の記載がある場合には、その旨付記すること。

c [略]

[(33)・(34) 略]

第六号様式

【表紙】	
【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年 月 日
【報告者の氏名又は名称】(1)	_____
【報告者の住所又は所在地】	_____
【最寄りの連絡場所】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____

計算書（a(b)にあつては、中間損益計算書）を掲げること。

- c [同左]
- (17) [同左]
- (18) [同左]
- a 届出書の提出日において既に提出されている公開買付者の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）及び半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

b 公開買付期間中に、有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書が提出される予定である場合には、その旨（当該有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書の提出予定時期が記載できる場合には当該提出予定時期を含む。）記載すること。

c [同左]

[(19)～(20) 同左]

- (30) [同左]
- a 届出日までに四半期報告書若しくは半期報告書又は臨時報告書（法第24条の5第4項に規定する臨時報告書をいう。）が提出され、これらの報告書に主要株主（法第163条第1項に規定する主要株主をいう。）及び役員の異動の記載がある場合には、それを「(2) 大株主及び役員の所有株式の数」に注記すること。

[b～d 同左]

- (31) [同左]
- (32) [同左]
- [同左]

a 届出書の提出日において既に提出されている対象者の最近2事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）半期報告書及び臨時報告書（法第24条の5第4項に規定する臨時報告書をいい、当該有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書のうち直前に提出されたものの提出日以降届出日までの間に企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号又は第9号を提出理由として提出されたものに限る。）並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

b 「(2) 四半期報告書又は半期報告書」については、これらの報告書に主要株主（法第163条第1項に規定する主要株主をいう。）及び役員の異動の記載がある場合には、その旨付記すること。

c [同左]

[(33)・(34) 同左]

第六号様式

【表紙】	
【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年 月 日
【報告者の氏名又は名称】(1)	_____
【報告者の住所又は所在地】	_____
【最寄りの連絡場所】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____

